## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年6月11日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 6月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

その他:		3件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		換気空調補機冷却系主冷凍機(B)、及び主冷水ポンプ(B)の確認運転において、「凝縮圧力高」による主冷凍機(B)の停止が認められたため、当該主冷凍機を点検調査。	GⅢ	
2		ホットシャワードレン系ろ過器B起動操作において、ろ過器B「過負荷トリップ」警報が発生し、循環運転が出来ない状態が認められたため、当該ろ過器を点検。	GⅢ	
3	その他	一次水処理設備において、活性炭ろ過器Aの活性炭がアルカリ状態となっており使用できないため、当該 ろ過器の活性炭を交換。	GⅢ	